

平成30年度 第1回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

平成30年10月22日(月) 13時30分～

市役所3階 301・302会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 報 告

【報告事項】

- ① 平成29年度 公文書公開状況及び個人情報開示状況について

5 議 事

【諮問事項】

- ① 重度障がい者タクシー料金助成事業に係る課税情報の目的外利用について
- ② 人工透析患者通院交通費助成事業に係る課税情報の目的外利用について
- ③ 高齢者等のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン予防接種に係る接種対象者情報の目的外利用について

6 その他

- ① 特定個人情報保護評価書について
- ② 前回の諮問・答申事項に係る運用状況の報告について

7 閉 会

平成29年度 公文書公開・個人情報開示請求件数

■公文書公開請求及び決定の状況

実施機関	請求 件数	公開請求に対する決定内容						不服 申立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	21	14	4			3		
教育委員会	2	1				1		
消防長	4	4						
計	27	19	4	0	0	4	0	0

■個人情報開示請求及び決定の状況

実施機関	請求 件数	開示請求に対する決定内容						不服 申立て
		全部開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	72	71	1					
教育委員会	1		1		1			
計	73	71	2	0	1	0	0	0

※1件につき複数の決定をしている案件があるため、請求件数と決定件数の合計は一致しません。

※公開、開示請求のなかった実施機関は掲載を省略しました。

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 (記号) 第 号 平成 年 月 日 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報の件名又は内容	重度障がい者タクシー料金助成事業に係る課税情報の目的外利用について
諮 問 内 容	重度障がい者タクシー料金助成事業は、心身の障がいにより外出が困難なためタクシーを利用しなければならない重度障がい者に対し、生活圏の拡大を図ることを目的に、タクシー料金の一部を助成するものです。 対象者は、手帳保持者(身体障害者手帳の等級が1級及び2級である者、療育手帳の判定がA判定である者、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である者)のほか、非課税の世帯であることが要件となっています。 この事業は、要綱に基づく市の単独事業であり、法令等による調査権がないことから、障がい福祉課で把握している手帳保持者全員に案内を行っております。その結果、所得要件により事業の対象とならない者に対し案内を行うこととなり、混乱を招いている状況にあります。 対象者を適正に把握することにより、対象者を絞ることができ、事務軽減及び案内費用の節減に繋がるものとなります。 以上のことから、事業の対象者を適正に把握するため、課税情報を目的外利用することについて諮問します。
主 管 課	保健福祉部 障がい福祉課

○恵庭市重度障がい者タクシー料金助成要綱

昭和60年4月1日実施

(目的)

第1条 この要綱は、心身の障がいにより外出困難なためタクシーを利用しなければならない在宅の重度障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより生活圏の拡大及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づきタクシー料金の助成を受けることができる者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の級別が1級又は2級のもの、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)により療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度の判定がAであるもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級であるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「障害程度等級表」という。)に規定する下肢及び体幹機能障がい者並びに乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動機能障がい者
- (2) 障害程度等級表に規定する視覚障がい者
- (3) 障害程度等級表に規定する心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障がい者。ただし、腎臓の機能障がい者で恵庭市人工透析患者通院交通費助成要綱(昭和62年4月1日実施)による助成を受けている者を除く。
- (4) 知的障がい者
- (5) 精神障がい者

2 前項の規定にかかわらず、所得税が課せられている世帯(対象者が18歳以上の場合は、対象者及びその配偶者に限る。)に属する者は、助成の対象としない。

3 前項に定める所得税は、前年分の所得税とする。ただし、助成を受けようとする日が1月1日から6月30日までの日である場合においては、前々年分の所得税とする。

4 市長は、前3項の規定により、タクシー料金助成対象者登録(以下「助成対象者登録」という。)をするものとする。

(助成の額及び方法)

第3条 助成の年度額は、1万3,000円(額面500円26枚綴)とし、助成は、重度障がい者タクシー料金助成券(様式第1号。以下「助成券」という。)を交付することにより行うものとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定及び助成券の交付)

第5条 市長は、前条による申請書を受理したときは、助成対象者登録されている者には助成券を交付し、助成対象者登録されていない者については、速やかに助成の可否を決定し、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成決定通知書(様式第3号)又は恵庭市重度障がい者タクシー料金助成却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、助成を可とする者には助成券を交付するものとする。

(利用方法)

第6条 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)がタクシーを利用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転者に提示し、助成券を渡すものとする。

(利用タクシーの範囲)

第7条 利用者が利用できるタクシーは、千歳地区ハイヤー事業協同組合及び社団法人札幌ハイヤー協会に加盟しているハイヤー会社の車とする。ただし、市長が特に必要と認めた福祉的な車については、この限りでない。

(資格の喪失)

第8条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 転出又は死亡したとき。
- (2) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第11項の障害者支援施設をいう。)又は介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項の介護老人福祉施設をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項の介護老人保健施設をいう。)若しくは介護療養型医療施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第8条第22項の地域密着型介護老人福祉施設をいう。))に入所をしたとき。
- (3) 医療機関等へ入院をしたとき(総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち療養介

護を含む。)。

(4) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(返還)

第9条 前条の規定により資格を失ったときは、速やかに助成券を市長に返還しなければならない。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成変更等届(様式第5号)によりその旨を市長に届けなければならない。

(1) 住所又は氏名が変わったとき。

(2) 利用資格を喪失したとき。

(3) 助成券を紛失したとき。

(譲渡の禁止及び再交付)

第11条 助成券は、他人に譲渡してはならない。

2 助成券の再交付は、毀損等による現物引換以外は行わないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(交付台帳の整備)

第12条 市長は、重度障がい者タクシー乗車券交付台帳を備え、助成券の交付の状況を常に明確にしておくものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

～ 以下 略 ～

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 (記号) 第 号 平成 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟ 恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	人工透析患者通院交通費助成事業に係る課税情報の目的外利用について
諮 問 内 容	人工透析患者通院交通費助成事業は、腎臓の機能に障がいをもつ者が人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療への通院に要した交通費の一部を助成するものです。 対象者は、腎臓機能障がいにより身体障害者手帳を受けており、非課税の世帯であることが要件となっています。 この事業は、要綱に基づく市の単独事業であり、法令等による調査権がないことから、障がい福祉課で把握している腎臓機能障がいにより身体障害者手帳を保持している者全員に案内を行っております。その結果、所得要件により事業の対象とならない者に対し案内を行うこととなり、混乱を招いている状況にあります。 対象者を適正に把握することにより、対象者を絞ることができ、事務軽減及び案内費用の節減に繋がるものとなります。 以上のことから、事業の対象者を適正に把握するため、課税情報を目的外利用することについて諮問します。
主 管 課	保健福祉部 障がい福祉課

○恵庭市人工透析患者通院交通費助成要綱

昭和62年4月1日実施

(目的)

第1条 この要綱は、腎臓の機能に障がいがある者が人工透析療法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費(以下「通院交通費」という。)の一部を助成することにより、腎臓機能障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく通院交通費の助成を受けられる者(以下「人工透析患者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、腎臓機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 腎臓機能障がいを更生するため、月の初日から末日までの間に4回以上医療機関に通院し人工透析療法による医療の給付を受けている者
- (3) 本人及び配偶者(助成を受けようとする日の属する年度の4月1日における年齢が18歳未満の者は保護義務者及びその配偶者)の前年(9月から翌年2月分までの助成申請にあつては、前々年。以下同じ。)の所得税が課されていない者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助の通院移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の全額給付を受けていない者

(助成の額)

第3条 助成の額は、月の初日から末日までの通院回数(月10回を限度とする。)に市内タクシー往復基本料金を乗じた額(以下「基準額」という。)とし、基準額の2分の1の額とする。ただし、合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請及び請求)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、恵庭市人工透析患者通院交通費助成申請書兼請求書(第1号様式)及び恵庭市人工透析患者通院交通費助成通院証明書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、3月1日から8月31日までの通院交通費については9月10日まで、9月1日から翌年2月末日までの通院交通費については3月10日までに市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条による申請書兼請求書を受理したときは、速やかに助成の可否を決定し恵庭市人工透析患者通院交通費助成受給者認定通知書(第3号様式)又は恵庭市人工透析

患者通院交通費助成却下通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。

(助成の時期)

第6条 支給の時期は、第4条による請求書の提出があった月の末日とする。

(資格の喪失等)

第7条 人工透析患者が次の各号のいずれかに至ったときは、その権利を失う。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 人工透析を必要としなくなったとき。
- (3) 生活保護法に基づく被保護者となったとき。

2 前項の規定により資格を失ったときは、本人又はその関係人は、直ちに、恵庭市人工透析患者通院交通費受給資格喪失届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けたものがあるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第9条 人工透析患者は次の各号のいずれかに該当したときは、恵庭市人工透析患者通院交通費助成変更届(第6号様式)により、その旨を市長に届けなければならない。

- (1) 住所、氏名が変わったとき。
- (2) 助成額の振込金融機関を変更したとき。

(台帳の整備)

第10条 市長は、恵庭市人工透析患者通院交通費助成台帳を備え助成状況を常に明確にしておくものとする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

～ 以下 略 ～

様式第10号

個人情報保護制度運営審査諮問書 (記 号) 年 月 日	
恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀 石 和 代 様 恵庭市長 原 田 裕 ㊟	
恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。	
諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの個人情報の収集(第7条第3項第6号) ☐ 要配慮個人情報の収集(第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用(第9条第1項第4号) ☐ 外部提供(第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供(第10条第2号) ☐ 開示をしないことができる保有個人情報の判断(第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	高齢者等のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン予防接種に係る接種対象者情報の目的外利用について
諮 問 内 容	高齢者等インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施については、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、次のいずれかに該当する者を対象としております。 (1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの 恵庭市では、(2)について「恵庭市高齢者等インフルエンザ予防接種実施要領」及び「恵庭市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種実施要領」の規定に基づき「恵庭市民で身体障害者手帳1級の者」としていることから、身体障害者手帳の等級が1級である者を確認する必要があります。 以上のことから、予防接種対象者を適正に把握するため、身体障害者手帳の等級が1級である者の情報を目的外利用することについて諮問するものであります。 ○主な情報の内容 氏名、住所、生年月日、身体障害者手帳の等級
主 管 課	保健福祉部 保健課

平成30年度恵庭市高齢者等インフルエンザ予防接種実施要領

恵庭市高齢者等インフルエンザ予防接種の実施については、国が定めるインフルエンザ予防接種実施要領に基づき恵庭市が定めたこの実施要領によるものとする。

(接種対象者)

第1条 接種対象者は、次に該当する者とする。

- (1) 接種日に満65歳以上の恵庭市民
- (2) 接種日に満60歳以上満65歳未満の恵庭市民で身体障害者手帳1級（心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害者に限る）の者

(接種場所)

第2条 接種場所は、「市より指定された市内医療機関」又は「市より特定の市民に対する接種依頼を受けた市外医療機関」（以下「実施医療機関」とする。）の所在地とする。

(実施期間)

第3条 接種の実施時期は、平成30年10月1日から平成31年1月31日までとする。

(実施日時)

第4条 接種の実施日時は、各実施医療機関において決める。

(業務委託契約)

第5条 市内実施医療機関における接種については、恵庭市医師会を代理として一括で委託契約を締結するものとする。

(接種費用)

第6条 接種費用については、種別ごと次のとおり定める。

- (1) 1人につき1回当たりの接種料金（ワクチンの購入に係る費用を含む。以下「接種料金」とする。） 3,785円（うち消費税額280円）
- (2) 接種対象者が接種に当たり実施医療機関で予診を行い、その結果、接種を受けるのが適当でないと医師が認め接種中止したときの、中止にかかる料金（以下「接種中止料金」とする。） 1回につき 777円（うち消費税額57円）

(委託料)

第7条 接種費用のうち、実施医療機関に対する接種業務委託料として市が負担する費用（以下「委託料」とする。）は、原則として、市内実施医療機関との業務委託契約書により定めた額とするほか、次のとおりとする。

- (1) 接種料金が前条(1)に規定する金額を上回る場合は、その上回り分を加味せず、前条(1)に規定する金額から1,000円を差し引いた金額を委託料とする。
- (2) 接種料金が前条(1)に規定する金額を下回る場合は、その接種料金から1,000

円を差し引いた金額を委託料とする。

- (3) 前2号について、生活保護法による被保護者に関しては、前条(1)に規定する金額を上限として、接種料金の全額を委託料とする。
- (4) 接種中止料金について、前条(2)に規定する金額と異なる場合は、前条(2)に規定する金額を上限として、その全額を委託料とする。

(実費徴収額)

第8条 接種費用のうち、接種対象者の自己負担額（以下「実費徴収額」とする。）については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、1,000円を実費徴収額とする。
- (2) 接種料金が第6条(1)に規定する金額を上回る場合は、接種料金から委託料を差し引いた金額を実費徴収額とする。
- (3) 接種料金が1,000円以下である場合は、その全額を実費徴収額とする。
- (4) 前3号について、生活保護法による被保護者に関しては、第6条(1)に規定する金額を上限として、実費徴収額を免除する。
- (5) 接種中止料金については、第6条(2)に規定する金額を上限として、実費徴収額を免除する。

(接種の申込)

第9条 接種対象者が接種を希望するときは、実施医療機関に予診票（別紙1）を提出して申込するものとする。また、申込の際は、住所・氏名・生年月日を確認できる保険証等の提示をしなければならない。

- (1) 接種対象者のうち、生活保護受給者は、福祉事務所より交付された生活保護受給証明書を提出しなければならない。
- (2) 接種対象者のうち、第1条(2)に該当する者は、該当する旨が明記された障害者手帳又は医師の診断書を提示しなければならない。

(使用するワクチン等)

第10条 接種に使用するワクチンは、インフルエンザHAワクチンとし、各実施医療機関において確保するものとする。

(接種の要領等)

第11条 接種回数は1回とし、その他接種要領等は、国が定めるインフルエンザ予防接種実施要領によるものとする。

(接種済証の発行について)

第12条 実施医療機関は、接種対象者に対し接種を行った際は、本人へ接種済証〔様式第6号（第8条関係）〕を交付するものとする。

(他市町村で接種を希望する者の取り扱い)

第13条 接種対象者が入院その他の理由により、市外の医療機関で接種を希望する場合は、接種申込書〔様式第2号（第7条関係）〕により市へ申請するものとし、市から当

該医療機関に対し接種依頼書〔様式第４号（第７条関係）〕を送付したのちに、市内実施医療機関との業務委託契約書の内容に準じ、本実施要領に基づいて、接種を実施するものとする。

（委託料請求時の必要書類）

第１４条 実施医療機関は、発生した委託料を市へ請求するときは、市の指定する請求書に、予診票送付書（別紙２）及び接種を受けた者の予診票を添付するものとする。

（副反応の報告）

第１５条 実施医療機関は、接種後の副反応を診断した場合には、速やかに予防接種副反応報告書〔様式第９号（第１１条関係）〕により、厚生労働大臣へ報告するものとする。

（市民周知）

第１６条 市は、接種の実施内容、期間等について、広報・ポスター等により市民周知を図る。

（その他）

第１７条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成３０年１０月１日から実施する。

平成30年度恵庭市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種実施要領

恵庭市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施については、予防接種法、予防接種法施行令、その他の法令等に基づき恵庭市が定めたこの実施要領によるものとする。

(接種対象者)

第1条 接種対象者は、次のいずれかに該当する恵庭市民で過去このワクチンを接種したことがない方。

(1) 平成30年度中に次の年齢（生年月日）になる方。

- 65歳：昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
- 70歳：昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
- 75歳：昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
- 80歳：昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
- 85歳：昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生
- 90歳：昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生
- 95歳：大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
- 100歳：大正 7年4月2日生～大正 8年4月1日生

(2) 60歳以上65歳未満の恵庭市民で身体障害者手帳1級（心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方。）

(接種場所)

第2条 接種場所は、「市より指定された市内医療機関」又は「市より特定の市民に対する接種依頼を受けた市外医療機関」（以下「実施医療機関」とする。）の所在地とする。

(実施期間)

第3条 接種の実施時期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(実施日時)

第4条 接種の実施日時は、各実施医療機関において定めるものとする。

(業務委託契約)

第5条 市内実施医療機関における接種については、恵庭市医師会を代理として一括で委託契約を締結するものとする。

(接種費用)

第6条 接種費用については、種別ごと次のとおり定める。

- (1) 1人につき1回当たりの接種料金（ワクチンの購入に係る費用を含む。以下「接種料金」とする。） 7,572円（うち消費税額560円）
- (2) 接種対象者が接種に当たり実施医療機関で予診を行い、その結果、接種を受けるのが適当でないと医師が認め接種中止したときの、中止にかかる料金（以下「接種中止料金」とする。） 1回につき 777円（うち消費税額 57円）

(委託料)

第7条 接種費用のうち、実施医療機関に対する接種業務委託料として市が負担する費用（以下「委託料」とする。）は、原則として、市内実施医療機関との業務委託契約書により定めた額とするほか、次のとおりとする。

- (1) 接種料金が前条(1)に規定する金額を上回る場合は、その上回り分を加味せず、前条(1)に規定する金額から2,500円を差し引いた金額を委託料とする。
- (2) 接種料金が前条(1)に規定する金額を下回る場合は、その接種料金から2,500円を差し引いた金額を委託料とする。
- (3) 前2号について、生活保護法による被保護者に関しては、前条(1)に規定する金額を上限として、接種料金の全額を委託料とする。
- (4) 接種中止料金について、前条(2)に規定する金額と異なる場合は、前条(2)に規定する金額を上限として、その全額を委託料とする。

(実費徴収額)

第8条 接種費用のうち、接種対象者の自己負担額（以下「実費徴収額」とする。）については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、2,500円を実費徴収額とする。
- (2) 接種料金が第6条(1)に規定する金額を上回る場合は、接種料金から委託料を差し引いた金額を実費徴収額とする。
- (3) 接種料金が2,500円以下である場合は、その全額を実費徴収額とする。
- (4) 前3号について、生活保護法による被保護者に関しては、第6条(1)に規定する金額を上限として、実費徴収額を免除する。
- (5) 接種中止料金については、第6条(2)に規定する金額を上限として、実費徴収額を免除する。

(接種の申込)

第9条 接種対象者が接種を希望するときは、実施医療機関に予診票（別紙1）を提出して申込するものとする。また、申込の際は、住所・氏名・生年月日を確認できる保険証等の提示をしなければならない。

- (1) 接種対象者のうち、生活保護受給者は、福祉事務所より交付された生活保護受給証明書を提出しなければならない。
- (2) 接種対象者のうち、第1条(2)に該当する者は、該当する旨が明記された障害者手帳又は医師の診断書を提示しなければならない。

(使用するワクチン等)

第10条 接種に使用するワクチンは、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンとし、各実施医療機関において確保するものとする。

(接種の方法等)

第11条 接種回数は1回とし、その他に関しては、予防接種実施規則及び定期接種実施要領によるものとする。

(接種済証の発行について)

第12条 実施医療機関は、接種対象者に対し接種を行った際は、本人へ接種済証（別紙1の3枚目）を交付するものとする。

(他市町村で接種を希望する者の取り扱い)

第13条 接種対象者が入院その他の理由により、市外の医療機関で接種を希望する場合は、恵庭市予防接種実施要綱の規定に基づく様式（以下「要綱様式」という）「恵庭市予防接種（市外）申込書（様式第2号）」により市へ申し込むものとし、市から当該医療機関に対し要綱様式「恵庭市接種依頼書（様式第4号）」を送付したのちに、市内実施医療機関との業務委託契約書の内容に準じ、本実施要領に基づいて、接種を実施するものとする。

(委託料請求時の必要書類)

第14条 実施医療機関は、発生した委託料を市へ請求するときは、市の指定する請求書に、予診票送付書（別紙2）及び接種を受けた者の予診票を添付するものとする。

(副反応疑い報告)

第15条 実施医療機関は、接種後の副反応の疑いがある場合には、速やかに要綱様式「予防接種後副反応疑い報告書（別紙様式1）」により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告するものとする。

(市民周知)

第16条 市は、接種の実施内容、期間等について、広報・ポスター等により市民周知を図る。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

行政では、マイナンバーが付与される個人情報を取り扱う前に個人のプライバシーに与える影響を予測・評価するために「特定個人情報保護評価」を行います。

その評価を行うにあたり、それぞれの事務の個人情報の件数や取り扱う職員数等により、マイナンバーが関係するすべての事務において、「基礎項目評価」という評価書を作成します。

○新規作成評価書一覧

評価書番号	評価書名	評価実施機関名	公表日
17	学校保健安全法による医療の援助に関する事務 基礎項目評価書	北海道恵庭市長	平成28年12月1日
18	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書	北海道恵庭市長	平成29年12月27日

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	学校保健安全法による医療の援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、学校保健安全法による医療の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

恵庭市教育委員会

公表日

平成28年12月1日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療の援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ・学校保健安全法第24条の援助の対象となる者(生活保護法第6条に規定される要保護・準要保護者)に対して支給する学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用の支給に関する事務 【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第27の項 ○番号法別表第一主務省令(学校保健安全法) ・第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法 ・第19条(特定個人情報の制限)第7号 ○番号法別表第二 ・第26の項 ○番号法別表第二主務省令(学校保健安全法) ・第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部学校教育課
②所属長	学校教育課長 池田 肇
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部情報・事務管理課 住所:〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線2213)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会学校教育課 住所:〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線1622)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価調書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

平成29年12月27日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び恵庭市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸住宅を供給する。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①入居者の収入の申告に関する事務 ②家賃の決定に関する事務 ③家賃、敷金等の減免に関する事務 ④敷金等の徴収に関する事務 ⑤家賃、敷金等の徴収猶予に関する事務 ⑥入居の申込みに係る審査に関する事務 ⑦同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧市営住宅の明渡請求に関する事務 ⑨入居者の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑩その他条例で定める事務
③システムの名称	住宅システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅課
②所属長	住宅課長 山崎 寛二
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道恵庭市京町1番地 総務部 情報・事務管理課 電話番号 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道恵庭市京町1番地 建設部住宅課 電話番号 0123-33-3131

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	